

行動分類について

集計の対象とした行動の分類は以下のとおりである。

大分類	中分類	小分類	具体例
必需行動	睡眠	睡眠	30分以上連続した睡眠、仮眠、昼寝
	食事	食事	朝食、昼食、夕食、夜食、給食
	身のまわりの用事	身のまわりの用事	洗顔、トイレ、入浴、着替え、化粧、散髪
	療養・静養	療養・静養	医者に行く、治療を受ける、入院、療養中
拘束行動	仕事関連	仕事	何らかの収入を得る行動、準備・片付け・移動なども含む
		仕事のつきあい	上司・同僚・部下との仕事上のつきあい、送別会
	学業	授業・学内の活動	授業（オンライン授業も含む）、朝礼、掃除、学校行事、部活動、クラブ活動
		学校外の学習	自宅や学習塾での学習、宿題
	家事	炊事・掃除・洗濯	食事の支度・後片付け、掃除、洗濯・アイロンがけ
		買い物	食料品・衣料品・生活用品などの買い物（インターネットでの購入も含む）
		子どもの世話	子どもの相手、勉強をみる、送り迎え
		家庭雑事	整理・片付け、銀行・役所に行く、子ども以外の家族の世話・介護・看病
	通勤	通勤	自宅と職場（田畑などを含む）の往復
	通学	通学	自宅と学校の往復
	社会参加	社会参加	P T A、地域の行事・会合への参加、冠婚葬祭、ボランティア活動
	会話・交際	会話・交際	家族・友人・知人・親戚とのつきあい、おしゃべり、電話、電子メール、家族・友人・知人とのインターネットでのやりとり
	レジャー活動	スポーツ	体操、運動、各種スポーツ、ボール遊び
		行楽・散策	行楽地・繁華街へ行く、街をぶらぶら歩く、散歩、釣り
		趣味・娯楽・教養	趣味・けいこごと・習いごと、観賞、観戦、遊び、ゲーム
		趣味・娯楽・教養のインターネット	趣味・娯楽でインターネットやSNSを使う*
インターネット動画		インターネット経由の動画を見る	
自由行動	マスメディア接触	テレビ	B S、C S、C A T V、ワンセグの視聴も含む
		録画番組・DVD	録画したテレビ番組や、DVD・ブルーレイディスクを見る
		ラジオ	らじる★らじる、radiko（ラジコ）からの聴取も含む
		新聞	朝刊・夕刊・業界紙・広報紙を読む（チラシ・電子版も含む）
		雑誌・マンガ・本	週刊誌・月刊誌・マンガ・本・カタログを読む（電子版も含む）
		音楽	C D・テープ・レコード・インターネット配信などラジオ以外で音楽を聞く
休息	休息	休憩、おやつ、お茶、特に何もしていない状態	
その他	その他・不明	その他	上記のどれにもあてはまらない行動
		不明	無記入

* 仕事や学業上の利用は、それぞれ「仕事」「学業」に分類。メールやLINEなどのやりとりは「会話・交際」に分類。

小分類	記入された28の各行動
中分類	小分類の中のいくつかの行動をまとめた「仕事関連」「学業」「家事」「レジャー行動」「マスメディア接触」の5行動
大分類	小分類の全行動をまとめた「必需行動」「拘束行動」「自由行動」「その他・不明」の4行動
在宅	自宅にいる
起床在宅	自宅にいて起きている（睡眠をしていない）
自宅内のテレビ視聴	自宅でテレビを見ている
自宅外のテレビ視聴	自宅以外でテレビを見ている
ながらのテレビ視聴	他のことをしながらテレビを見ている
専念のテレビ視聴	他のことをせずに専念してテレビを見ている

同時行動について

NHKの生活時間調査の特徴のひとつとして、同時に複数の行動をしている場合には、その全てを記入してもらっている。

この同一時間帯に行われた複数の行動は、集計の際に次のように処理している。

(1)定義として、同時行動を認めない行動

「会話・交際」「睡眠」「休息」については、「他の行動と同時に行われた場合は他の行動単独で行われているとみなす」と定義し、これらの行動が他の行動と同時に記入されている場合は、集計段階で削除した。

従って、例えば「休憩時間にテレビを見た」ときのように、同一時間帯に「テレビ」と「休息」の両方が記入されていても、「テレビ」のみがその時間帯の集計対象となる。

あるいは、「食事をしながらおしゃべりをした」ときのように、同一時間帯に「食事」と「会話・交際」の両方に記入されていても、「食事」のみがその時間帯の集計対象となる。

また、「趣味・娯楽・教養のインターネット」「インターネット動画」は、自由行動として行った場合のみ、記入するように指示しているため、拘束行動（仕事、学業、社会参加）と「趣味・娯楽・教養のインターネット」「インターネット動画」が同時に記入されている場合は、集計段階で「趣味・娯楽・教養のインターネット」「インターネット動画」を削除した。

(2)集計上の扱い

① 小分類

小分類の行動の集計では、同一時間帯に行われている複数の行動のそれぞれを、独立した行動として集計する。

従って、例えば「通勤の電車の中で新聞を読んだ」ときのように、同一時間帯に「通勤」と「新聞」の両方が記入されていれば、「通勤」「新聞」それぞれが集計の対象となる。

このため、小分類の各行動の時間量の合計が24時間を超えることや、ある時刻の15分ごとの行為者率の合計が100%を超えることがある。

② 中分類

同じ中分類に属する行動が同一時間帯に複数行われている場合、小分類の

行動の集計をするときは、それぞれ独立した行動として集計するが、中分類の行動の集計をするときは、1つの中分類の行動として集計する。

従って、例えば「炊事しながら子どもの世話」をしたときのように、同一時間帯に「炊事・掃除・洗濯」と「子どもの世話」の両方に記入がある場合、小分類では「炊事・掃除・洗濯」と「子どもの世話」それぞれが集計の対象となるが、中分類では「家事」単独として集計の対象になる。このため、小分類の各行動の時間量の合計が中分類の時間量を超えることや、小分類の各行動のある時刻の15分ごとの行為者率の合計が中分類の行為者率を超えることがある。

③ 大分類

大分類の行動の集計では、同一時間帯に複数の行動が記入されている場合、あらかじめ設定した優先順位の高いほうの行動のみを集計の対象とする。このため、大分類の各行動の時間量の合計は24時間になり、ある時刻の15分ごとの行為者率の合計は100%になる。優先順位は、1. 必需行動、2. 拘束行動、3. 自由行動である。

従って、例えば同一時間帯に「食事」と「家事」が記入されていれば、その時間帯は必需行動として集計され、「仕事」と「テレビ」が記入されていれば拘束行動として集計される。

行動分類の変更について

現行の行動分類は、1995年のプリコード法への変更にもなっており設計されたもので、ほとんどの行動が1995年以降の調査と経時比較が可能である。ただし、インターネット利用が普及したことに伴い、それまで「趣味・娯楽・教養」に含まれていた「趣味・娯楽・教養のインターネット」を2005年調査から独立して分離させた。そのため、2005年以降の「趣味・娯楽・教養」と2000年調査以前の「趣味・娯楽・教養」は同じ名称であるが、経時比較はできない。

一方、調査票上に記載できる行動数に制限があることから、上記の行動追加にともない、2005年調査以降は、それまで分けていた「雑誌・マンガ」と「本」を合わせて、「雑誌・マンガ・本」とした。これらの行動も経時比較することはできない。

さらに、2020年調査では「趣味・娯楽・教養のインターネット」に含まれていた「インターネット動画」を独立して分離させた。そのため同じく、2020年以降の「趣味・娯楽・教養のインターネット」と2015年調査以前の「趣味・娯楽・教養のインターネット」は同じ名称であるが、経時比較はできない。

また、上記の変更のある行動を含めて作成されている中分類行動「レジャー行動」と「マスメディア接触」についても、経時比較の際は配慮が必要である。